

第2章 災害予防計画

第1節 市・市民・事業所の防災活動推進計画

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災組織の整備	各部、防災関係機関
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	総務部、福祉部、健康子ども部、印西地区消防組合
3 事業所防災体制の強化	総務部、印西地区消防組合
4 防災訓練の充実	各部、印西地区消防組合
5 防災教育、広報の充実	総務部、教育部、印西地区消防組合
6 ボランティア活動環境の整備	福祉部、印西市社会福祉協議会

1 防災組織の整備

(1) 市各部

市は、地震発生時の応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、担当部において対策の方針、目標、手順等について、関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、個別対策マニュアルの作成・修正を行う。

特に年度当初の人事異動の際には、各担当課における指揮責任者及び役割分担等の見直しを行うとともに、周知を図る。

(2) 市職員

市は、地震発生時に本計画に基づき職員が速やかに所定の活動が実施できるように、日常より災害時の参集場所や個別対策マニュアルに記載された自らの役割を確認する。

(3) 市施設

市は、市が所管する各施設においては、施設管理者が職員の非常参集、利用者等の避難体制を確立するなどの事前準備を行うとともに、拠点機能が被災し機能しなくなった場合も考慮した行動計画を作成する。

また、小・中学校については、学校の立地条件を考慮したうえで災害時の危機管理マニュアルを作成しておく。

- 1) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。
- 2) 施設利用者等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者等の連絡方法を検討する。
- 3) 印西警察署、消防機関及び保護者等への連絡網を確立する。
- 4) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(4) 関係機関

市は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。また、国・県とは日ごろから情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

(5) 他自治体との協定

市は、大規模災害が発生した場合に備え、市のみでは十分な応急対策を実施することがで

きないことも想定されるため、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を締結しているが、食料、生活必需品、資機材の提供、または職員の派遣などについて、同一の災害で被災しない遠隔地の自治体との相互応援協定の締結に努める。

(6) 防災組織における男女共同参画

市は、自主防災組織の結成等においては、災害から受ける影響やニーズの男女の違いにきめ細かく対応するため、男女双方の視点が反映できる組織体制の構築を促す。

(7) 事業継続体制の見直し

市は、災害時においても行政体としての重要業務を継続することができる事業継続計画（BCP）を策定している。実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

なお、策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定める。

- 1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- 2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- 3) 電気・水・食料等の確保
- 4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- 5) 重要な行政データのバックアップ
- 6) 非常時優先業務の整理

(8) 応援受援計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、市は災害時応援受援計画を策定し、これらの支援を円滑に受け入れるための防災拠点を平時より確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくものとする。

2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

1) 自主防災組織の結成促進

災害対策は、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として市民自らが初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要である。そのため、市は、自主防災組織の結成を促進する。

〈自主防災組織の結成数〉

自主防災組織結成数：97 組織	加入世帯数：33,848 戸
	(市内総世帯数：43,254 戸)
自主防災組織活動カバー率（組織されている地域の世帯数／市内総世帯数）：78.3%	
(令和3年10月現在)	

2) 自主防災組織の育成

十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、自主防災組織の体制への女性の参画や組織内の活動において性別による役割の固定や偏りが起きないように配慮しつつ女性の経験・能力を活用し、さらには、女性リーダー

の育成や女性がリーダーシップを取りやすい体制づくりなど、防災行動力の向上を図る。

また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、防災における男女共同参画の視点の必要性の理解を促進することで、対応能力の向上を図る。

3) 活動支援

「印西市自主防災組織助成要綱」（平成6年告示第42号）に基づき、自主防災組織に対し資機材譲与と助成金の交付を行い、活動支援を行う。

〈自主防災組織の活動〉

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ③ 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所等の把握及び防災マップの作成 ⑤ 要配慮者の支援と把握
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ① 出火防止及び初期消火の実施 ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ③ 救出救護の実施及び協力 ④ 集団避難の実施 ⑤ 避難所の運営 ⑥ 炊出しや救助物資の配布に対する協力 ⑦ 要配慮者支援

4) 地区防災計画策定への支援

地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画のことである。

自主防災組織等は、地域の防災活動等を取りまとめた地区防災計画を作成し、防災会議に提案することができる。

市は、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）等の資料を自主防災組織等に提供し、地区防災計画が作成できるよう支援するとともに、自主防災組織等から提案があった場合、防災会議で審議し地域防災計画に位置づける。

(2) 避難行動要支援者の支援体制の充実

市は、災害時において、地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「印西市避難行動要支援者避難支援計画」（令和2年4月）に基づき、自主防災組織等、市民の連携による支援体制の充実を図る。

3 事業所防災体制の強化

(1) 防火・防災管理体制の強化

学校、大規模店舗等多数の人が出入りする施設について、施設所有者・管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、印西地区消防組合は、出火の防止、初期消火体制

の強化等を指導する。

また、大規模・高層建築物等の防災体制については、消防法第8条の2の5の規定による自衛消防組織の設置と消防法第36条の規定による防災管理者の選任が義務付けられ、火災以外の災害に対応した消防計画の作成と、災害時には、当該事業所の防災管理者と自衛消防組織が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所は、自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、印西地区消防組合は、危険物施設等の所有者・管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成し、事業継続マネジメント（BCM）の取組をするように努める。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、市は、商工会及び商工会議所と共同して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

業務継続力強化計画・・・中小企業強靱化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取組内容（事前対策）を計画としてとりまとめ、当該計画を国が認定したもの。

4 防災訓練の充実

地震発生時における防災活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び市民との協力体制を確立し、防災に関する適切な知識、技能の習得を図る必要がある。そこで、様々な状況を想定した各種防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

市は、防災関係機関、県等と連携して、市民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。

また、県の行う九都県市合同防災訓練等の広域的な防災訓練にも協力し参加する。

〈総合防災訓練の訓練項目例〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 地震予知情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達② 危険箇所への巡視、避難指示等、避難誘導等③ 消火、救助、傷病者の搬送④ 食料、飲料水、救護所、その他の救援活動⑤ 交通対策、道路障害物除去、緊急輸送道路の確保⑥ 感染症対策に配慮した避難所運営⑦ 応急復旧⑧ 災害支援⑨ 庁舎等の拠点機能が被災した場合を考慮した防災体制の確立 等 |
|--|

(2) 個別訓練

市は、地域防災計画、個別対策マニュアル等に基づいて、それぞれの部署で目的を定めて個別に訓練を行うものとする。

1) 市職員訓練

市職員は、災害対策本部の設置、職員の配備・動員及びその他の災害応急活動訓練（資機材等の操作の習熟等）を実施する。

2) 消防訓練

印西地区消防組合は、大規模地震災害に対応した必要な訓練を実施する。

3) 個別活動訓練

市は、学校、幼稚園、保育園で行う児童・生徒及び園児の避難訓練や各施設での消火訓練等、また市及び防災関係機関等との間で行う通信訓練等を実施する。

〈個別訓練の項目例〉

① 避難訓練	② 凶上訓練 (DIG)	③ 参集訓練
④ 通信訓練	⑤ 救助訓練 等	

5 防災教育、広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが災害についての正しい知識を身につけ、自らの判断のもとに的確な行動がとれるようにすることが必要である。

市及び関係機関は、地域全体（地域コミュニティ）の理解・協力のもと、幼少期からの防災教育、過去の災害教訓の伝承、自主防災活動への参加等を促進し、防災知識の普及と啓発に努める。広報資料の作成に当たっては、特に、要配慮者へ配慮し、わかりやすい資料の作成に努める。

〈防災教育内容や広報内容と手段〉

広報や防災教育の手段	対象	防災教育や市が広報する内容等の項目
広報紙 講演会 広報車 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 自主防災組織 町内会等 外国人 児童・生徒 市職員 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の概要 ・各防災機関の地震災害対策 ・地震に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得 ・警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ・指定緊急避難場所、安全な親戚・友人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 ・「災害・避難カード」を活用した避難路、避難場所、避難方法及び避難時の心得 ・帰宅困難となった場合の心得 ・食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 ・避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行 ・医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、

		<p>粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・災害危険箇所 ・ライフラインに関する一般知識 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・発災した災害の情報及び市の対応 ・家族会議による家族間での連絡手段・安否確認方法の取り決めについて ・地震保険の制度 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 他
--	--	---

6 ボランティア活動環境の整備

(1) 受入れ体制の整備

市は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう印西市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

(2) ボランティア組織への要請

市及び印西市社会福祉協議会は、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織等へ協力を要請する。

(3) ボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じ、災害時におけるボランティア活動の重要性等を周知し、ボランティア意識の啓発を図る。

また、市総合防災訓練等に市民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

(4) ボランティアリーダーの養成

市は、広報等を通して、県、日本赤十字社千葉県支部、印西市社会福祉協議会等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーや市町村災害対策コーディネーターの養成を進める。

なお、県による災害対策コーディネーター養成講座の修了者は、県の災害対策コーディネーター名簿に登録され、市及び社会福祉協議会等へ提供される。

第2節 地盤災害予防計画

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 土砂災害防止関係法令に基づく対策の推進	総務部、都市建設部、千葉県（印旛土木事務所）
2 液状化対策	総務部、都市建設部
3 地盤沈下防止	環境経済部
4 地籍調査の推進	都市建設部

1 土砂災害防止関係法令に基づく対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等

県は、土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と、建物の損壊により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する。

市は、土砂災害警戒区域等において、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう、警戒避難体制の確立を図る。

(2) 土砂災害警戒区域等の調査把握

1) 土砂災害警戒区域等の調査把握

市は、県に協力して土砂災害危険箇所及び土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の調査把握に努める。

2) 土砂災害警戒区域等の公表

市は、土砂災害の危険性がある箇所を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により周辺地域住民等に周知徹底を図る。

3) ハザードマップ等による警戒区域・土砂災害警戒情報等の周知

市は、ハザードマップ等により土砂災害警戒区域等の位置や影響のある範囲を周知し、また、土砂災害警戒情報発表基準や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用等についても周知する。

〈土砂災害警戒区域の指定基準〉

急傾斜地の崩壊

- ① 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

(3) 急傾斜地崩壊対策

1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する

地域について、市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5メートル以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、または5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

2) 行為の制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者・管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難または不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

2 液状化対策

市内の低地は、液状化の危険性が高く、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下のおそれがある。そのため、市及び防災関係機関は、建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策を行うことにより、液状化に強いまちづくりを行う。

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。そのため、市は、耐震対策や災害リスクに関するパンフレットやハザードマップ等の配布により建築物の所有者、販売事業者及び土地購入者へ地盤リスクを周知するとともに、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

3 地盤沈下防止

市は、河川沿いの低地の地盤沈下を防止するため、県と連携して、沈下の原因である地下水汲み上げに対する規制について「千葉県環境保全条例」(平成7年千葉県条例第3号)に基づき適切な指導を行う。

4 地籍調査の推進

市は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年度～)に基づき、国、県の支援を受けて地籍調査を推進する。

第3節 都市防災計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 出火防止	総務部、印西地区消防組合、印西市消防団
2 初期消火	総務部、印西地区消防組合、印西市消防団
3 延焼の拡大防止	総務部、印西地区消防組合、印西市消防団
4 建築物の不燃化	都市建設部
5 防災空間の整備・拡大	都市建設部
6 市街地の整備	都市建設部
7 建築物等の耐震化	都市建設部、上下水道部、千葉県（印旛土木事務所、企業局）、長門川水道企業団、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、東日本ガス株式会社、かもめガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、千葉ニュータウン鉄道株式会社、成田高速鉄道アクセス株式会社、京成電鉄株式会社

1 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

1) 一般家庭に対する指導

市及び印西地区消防組合は、地震に関する一般知識の広報活動や住宅防火診断の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、自主防災組織及び町内会等の各種団体を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化、消火器具等の普及及び取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震の心得の普及及び徹底を図る。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

2) 防火対象物の防火管理体制の確立

印西地区消防組合は、防火管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者を選任し、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、ホテル及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が混在し管理権限が分かれている雑居ビル等の防火体制については、共同防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防火体制がとれるように指導する。

3) 予防査察の強化指導

印西地区消防組合は、消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

4) 消防同意制度の活用

印西地区消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

5) 火災警報器等の設置

印西地区消防組合は、消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器または住宅用火災報知設備の設置及び維持・管理を指導する。

(2) 危険物製造所等の保安監督

危険物保安監督者は、消防法の規定に基づき、危険物等による災害時の自衛消防体制と活動要領について、作業者に対し必要な指示を与えること。

消防機関は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者・管理者に対し、自衛消防体制の確立や危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

(3) 化学薬品等の出火防止

県及び市は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的を実施し、保管の適正化の指導を行う。

(4) 火災予防についての啓発

印西地区消防組合は、毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防運動を市民に周知するため、消防機関による警鐘の打鐘を実施する。

また、火災予防思想の普及のため、年間を通じ、市内各地で次のような啓発活動を実施する。

- 1) 防火管理者講習会、防火講話、防火映画の上映会
- 2) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- 3) 学校、病院、保育園、商業施設等の消火・通報及び避難訓練

2 初期消火

市及び印西地区消防組合は、家庭及び職場での初期消火に備えるため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

3 延焼の拡大防止

(1) 消防力の増強

1) 消防庁舎等の整備

印西地区消防組合は、災害拠点施設としての機能維持のため、消防庁舎等の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。

2) 消防資機材等の整備

印西地区消防組合は、消防車両、装備、資機材を耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い必要に応じて修理・補充を行う。

また、市街地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」（総務省消防庁 平成31年3月29日）にあわせて整備を図る。

3) 消防職員の確保

印西地区消防組合は、「消防力の整備指針」にあわせて職員の確保に努める。

(2) 消防水利の整備

市は、地震時には、水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、耐震性を有する防火水槽の整備を進めるとともに自然水利の活用が可能なように整備を行う。

(3) 救助・救急体制の整備

印西地区消防組合は、消防職員の専門知識・救助技術の向上、救急救命士等の資格取得など、隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県医療情報システム等をもとに、医療機関との協力体制を確立する。

市民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

(4) 消防団の強化

市は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、老朽化した器具庫の維持補修を行い、地域の防災機能の充実・強化を図るとともに各種訓練を実施し消防技術を身につける。

なお、消防団員確保のためには、次の点に留意する。

- 1) 消防団に関する市民意識の高揚
- 2) 処遇の改善
- 3) 消防団の施設・装備品の改善
- 4) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- 5) 機能別消防団員の採用の推進
- 6) 災害時における消防団員の安全確保体制の整備
- 7) 消防団員所属事業所への協力要請と消防団に関する広報活動
- 8) 消防団協力事業所制度による協力事業所の認定の推進

4 建築物の不燃化

市は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等法令に基づき、建築物の不燃化を図る。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

市は、建築物が連なり多くの被害を生じるおそれのある地域においては、必要に応じ県と協議の上、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

本市は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼を防止するため、建築基準法第22条により屋根不燃化区域に指定されている。同法に基づき、木造建築物の屋根及び外壁の延焼

防止措置を指導する。

(3) 建築物の不燃化の促進

市は、大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

5 防災空間の整備・拡大

(1) 緑地の保全

緑地は、火災の延焼防止や輻射熱から遮断する機能を有しているため、市は、良好な緑地の保全に努める。

(2) 都市公園の維持管理

都市公園は、災害時における火災の延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を担うことから、市は、都市公園としての維持管理に努める。

(3) 幹線道路の整備

道路は、災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼防止機能を有しているため、道路の防災、震災対策を進めるものとする。

6 市街地の整備

道路の幅員が狭あいであり老朽化した木造住宅が連なる地区は、建物倒壊や出火・延焼等の危険性が高い。市は、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区の形成に努める。

7 建築物等の耐震化

(1) 既存建築物の耐震性向上のための耐震診断・改修の促進

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、市は、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「印西市耐震改修促進計画」(令和3年3月)に基づき、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータ・ベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

(2) 耐震診断・改修への助成

市は、住宅・建築物の耐震診断・改修を行う場合にその費用の一部として補助金を交付する。補助の対象となる建築物は下記のものとする。

- ① 耐震診断：市内に建つ住宅・建築物（市全域）
- ② 耐震改修設計：市内に建つ住宅・建築物（市全域）
- ③ 耐震改修工事：市内に建つ住宅・建築物（市全域）

(3) 安全対策の啓発

市は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震や地盤災害に関する

る安全対策の啓発・普及に努める。

(4) 公共建築物の設備の耐震化

市は、公共建築物における各種システムやデータのバックアップ、自家発電機等の設備の設置、棚等の転倒防止、吊り天井等非構造部材の耐震対策等の安全対策を行う。

(5) ブロック塀等の改修促進

市は、通学路等を中心にパトロールを実施し、危険な塀等については、所有者に対し、改善を図るよう指導する。

(6) 落下物対策

県は、「千葉県落下物防止対策指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、専門知識の普及や啓発に努める。

人通りが多い道路や避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、実態を把握し、危険性があるものには改善措置を指導するとともに、外部の置物等の落下防止も指導する。

(7) ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

1) 水道施設

各水道施設管理者は、水道施設の耐震化を図り、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。また、発災後の円滑な応急対応や復旧・復災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問い合わせ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておくものとする。

2) 下水道施設

ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。なお、緊急度の高い施設の耐震化を優先的に実施することとし、管路施設については、緊急輸送路下や河川横断箇所などに埋設されている管渠の耐震補強、処理場施設については、震災時に最低限必要となる処理場機能（揚水・沈殿）に係る施設の耐震補強、被災時に汚水が漏水することを防止する水槽への伸縮可とう継手の設置などを行う。

3) 電力施設

電気事業者は、電力施設の耐震性の確保に努める。

4) ガス施設

ガス製造設備、ガス導管、ガスホルダー等のガス施設の耐震化を進めるとともに、緊急遮断装置の設置等により二次災害の発生の防止に努める。

5) 通信施設

地震災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するうえで、通信機能の果たす役割は非常に大きい。通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急通信の確保をできるようにし、二次的な通信施設の整備を図る。

(8) 道路及び交通施設の耐震化

1) 道路

防災上重要な路線を重点的に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

2) 橋梁

印西市の橋梁は、「印西市橋梁寿命化修繕計画」に基づき、橋梁点検を定期的を実施し、損傷が軽微な段階で対策を実施することで長寿命化を図る。

3) 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、千葉ニュータウン鉄道株式会社、成田高速鉄道アクセス株式会社の鉄道施設については、各事業者が指針等に基づいて耐震対策に努める。

(9) 文化財の防災対策

市は県及び所有者等と連携し、文化財保護のための防災対策に努める。

(10) 高層建築物における対策

市は県と連携し、高層建築物の所有者等に対して地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策や、高層集合住宅の管理組合に対して共同備蓄を講ずるよう促す。

また、エレベーターが停止した場合の復旧方策について、関係団体等と連携して情報の共有化等の対策を進める。

第4節 防災拠点等の施設整備計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防災拠点等の整備	総務部
2 住宅対策体制の整備	都市建設部

1 防災拠点等の整備

市は、災害の発生に備え、次のような防災拠点等の整備を行う。

- (1) 基幹備蓄倉庫あるいは備蓄資機材の配送拠点の整備
- (2) 分散している備蓄倉庫の在庫管理システムの整備
- (3) 学校の余裕教室の有効活用等、防災拠点の整備と機能の強化
- (4) 災害用井戸等の整備、応急給水設備の整備、給水機材の備蓄（給水袋、給水タンク等）
- (5) 他市町村からの支援を受ける体制の強化と、支援の拠点となる施設の確保
- (6) 情報伝達機器、支援機器の整備
- (7) 「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」に基づく広域防災拠点（牧の原公園）の指定に伴う県等との連携

2 住宅対策体制の整備

- (1) 応急仮設住宅の建設候補地の選定

市は、都市公園、公共空地等から、応急仮設住宅が建設可能な候補地を事前に選定する。選定に当たっては、20戸以上の建設が可能であることとする。

- (2) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

市は、県及び関係団体等と協力して、被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備や普及に努め、県が主催する講習会並びに被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。

第5節 避難体制整備計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難場所の整備	総務部
2 避難路の確保	総務部、都市建設部
3 避難体制の周知	総務部
4 ペット対策	環境経済部

1 避難場所の整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、火災の延焼拡大等や余震による二次災害から市民の身の安全を確保するため、公共施設等を災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所として指定する。

また、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成29年7月改訂）、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月改訂）により避難所の選定を行い、一時的な居住場所を必要とする避難者を収容する市内公共施設を災害対策基本法に基づく指定避難所として指定する。

市指定の避難場所は、次の4種類とする。

〈避難場所の種類〉

名称	機能	指定場所
広域避難場所	市街地における大規模火災が発生した場合に、輻射熱や煙から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所	千葉県立北総花の丘公園、東京電機大学千葉ニュータウンキャンパス、松山下公園
指定避難所	住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者または居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所	学校等
特別避難所	要配慮者を収容する福祉避難所	公民館、コミュニティセンター等
	土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するための避難所	
一時避難場所 ※	災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所	近隣公園以上の規模を有する公園

※自主防災組織及び町内会等は、地区の身近な公園や空地を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。

(2) 避難所の整備

市は、避難所に指定した建物については、次のような設備を整備する。

- 1) 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保する。
- 2) 避難所に指定した建物については、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ換気、照明、災害用井戸及びマンホールトイレ等の設備を整備する。
- 3) 上記2)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、エネルギーの多様化に努める。

- 4) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- 5) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- 6) 備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。
 - 食料 ○飲料水 ○非常用電源 ○救急セット ○簡易ベッド
 - 間仕切り（パーティション）
 - 炊出し用具 ○毛布 ○仮設トイレ ○照明 ○給水用機器
 - 感染症対策備品等
- 7) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- 8) 要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、避難所内の一般避難スペースでの避難生活が困難な者の避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、資機材等の整備や避難時の介助員の配置等について検討する。
- 9) プライバシー及び安全の確保に配慮し、男女別や専用の設備の整備に努める。
- 10) 感染症対策について、避難所で感染予防及び感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務部と健康子ども部が連携して取組を進める。また、平時より在宅避難や分散避難を推奨し、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。
- 11) 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVや虐待の被害者にも加害者にもならないよう、「いかなる暴力も許さない」意識の普及、徹底を図るとともに、すべての人の人権が尊重され、安全と安心が確保される環境づくりに努める。

(3) 避難所運営方針

市は、本来の施設管理者の監督のもと、自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所運営マニュアル」及び「感染症対策に対応した避難所運営マニュアル」により実施する。

2 避難路の確保

市は、災害時において避難場所に市民が安全に避難できるよう避難路等の安全確認及び安全対策の促進を図る。

3 避難体制の周知

(1) 広報活動

市は、広報紙、防災マップ、各種の広報手段を活用し、市民、学校、事業所等に対し避難場所や収容人数、避難時の留意事項等について周知する。

特に、大規模地震の場合には、耐震性等が確保された自宅で避難生活を継続する「在宅避難」の原則を周知する。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努める。

(2) 避難場所標識の設置

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識を設置する。なお、標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使

用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

4 ペット対策

ペットについては、避難所への持ち込み希望が強い場合、各避難所において、場所や設備の確保、飼育管理ルール作成など、受入れ前の準備が必要となる。

これに対し、ペットの受入れは避難所の大きさや避難者の数、避難者の状況などにより受入れできる場合とできない場合があるため、市は、事前に受入れできる避難所の選定や条件について確認しておくとともに、自主防災組織及び町内会等と協議してペットの受入れについて災害前に合意形成を図る。

市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、ペット同行避難訓練の実施に努める。また、トラブル等が起きないように、市は令和3年4月に「ペットとの避難における避難所運営手引き」を作成し、避難所でのペットの飼育の原則等について定めている。

第6節 通信施設整備計画

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害通信網の整備	総務部
2 非常通信体制の強化	総務部、防災関係機関
3 その他通信手段の確保	総務部、防災関係機関

1 災害通信網の整備

市は、災害に対処するため、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連の情報収集、市民等への広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、保有する市防災行政無線を中心に、国・県、指定地方行政機関及び公共的団体等との間に多様な通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保するとともに、確実に情報が伝わるか否かを確認しておく。

(1) 有線の整備

災害時に一般電話が輻輳し通話不能であっても、優先的に通話が確保される「災害時優先電話」が市役所、消防、市関係施設に設置されており、災害時の通信連絡に有効に活用できるよう、「災害時優先電話」の設置箇所を普段から確認しておく。

(2) 市防災行政無線の整備

全国瞬時警報システム（Jアラート）、同報系無線（親局、子局）、移動系無線（基地局、陸上移動局〔車携帯型、携帯型、半固定型〕）の整備及び維持管理に努める。

(3) その他通信網の整備

ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）等の整備及び維持管理に努める。

(4) 通信機器の維持管理・耐震化

既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

また、定期的な通信訓練、研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制づくりと無線局の適正な運用を図るものとする。

(5) 非常用電源確保

災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機等を整備し電源の確保を図る。

2 非常通信体制の強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設または一般加入電話等が使用できないとき、または使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

3 その他通信手段の確保

(1) CATVの活用

第6節 通信施設整備計画

市は、CATVを活用し、災害時に必要な情報を発信できるよう連携に努める。

(2) アマチュア無線局の活用

市は、非常時に有線通信の途絶が予想されるので、アマチュア無線局の活用について市内利用者との連携に努める。

(3) 長期停電時を考慮した情報伝達手段の確保

市は、停電が長期にわたった場合等を考慮し、災害による長期停電時あるいは計画停電時における情報伝達手段を検討し、非常用電源の確保や、伝令や回覧など、電気がなくとも使用できる代替伝達の整備等に努める。

第7節 要配慮者対策計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 在宅要配慮者への対応	総務部、福祉部、健康子ども部、印西市社会福祉協議会
2 福祉施設における防災対策	総務部、福祉部、健康子ども部
3 外国人への対応	総務部、企画財政部、環境経済部

1 在宅要配慮者への対応

要配慮者とは、災害が発生した際に、必要となる情報を的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動をとることが困難な人や避難所での避難生活に一定の配慮及び支援が必要な、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等となる。

(1) 避難行動要支援者情報の共有

市は、「印西市避難行動要支援者避難支援計画」（令和2年4月）に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時等だけではなく、日ごろからの見守りを含め、可能な限りの情報伝達、安否確認を含めて行う体制を構築する。

1) 避難支援等関係者の範囲

警察、消防、自主防災組織、町内会等、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等

2) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生した際に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な在宅の者とする。

市では、下記を避難行動要支援者の範囲とする。

- ① 世帯全員が75歳以上の高齢者（ひとり暮らしを含む。）
- ② 要介護度3、4、5の要介護認定者
- ③ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- ④ 療育手帳を所持する知的障害者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ⑥ 上記のほか、相当の支援を必要とする者

3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者の対象者は、住民基本台帳ネットワークシステムと連携し選定する他、千葉県、印旛保健所、地域住民、関係団体等と連携し、対象者の把握に努める。

4) 名簿の提供、更新

名簿は、市の関係部署のほか、避難支援等関係者及び避難行動要支援者本人が同意した者に配付する。その際には、名簿受領書兼誓約書により守秘義務を確保する。

また、印西地区消防組合緊急時要配慮者情報登録制度と連携するため、印西地区消防組合に名簿情報を提供する。

名簿情報は、原則として年1回更新する。

5) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

市及び避難支援等関係者（以下「個人情報取扱者」という。）は、印西市個人情報保護条例第10条第2項及び第4項の規定に基づき、個人情報の適正な管理に努める。

また、避難支援等関係者に避難行動要支援者の個人情報を提供するにあたり、使用目的（災害時、日ごろの見守り）以外で使用しない旨の誓約書等を結び、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

6) 避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮

情報伝達は、市から避難支援等関係者等の代表者を通じて避難行動要支援者及び避難支援者へ直接伝達する。なお、障がいの状況に応じて、次の手段についても活用する。

- ① 聴覚障害者：緊急情報発信システム（防災メール）、インターネット（ホームページ、SNS等）、テレビ放送（CATV、地上波デジタル放送等）
- ② 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話、テレビ放送、ラジオ放送
- ③ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

7) 避難支援等関係者の安全措置

避難支援者の安全を確保するため、避難支援等関係者が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

(2) 個別避難計画の作成

市は、「印西市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者に対する個別避難計画を作成し、避難支援等関係者等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制を確立する。

1) 個別避難計画の作成

① 作成に係る方針及び体制等

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

また、本人の状況によっては配慮を必要とする場合もあるため、家族や避難支援等関係者が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

② 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

③ 個別避難計画のバックアップ

市は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

④ 市における情報の適正管理

市は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

3) 個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

4) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

5) 地区防災計画との一体的な運用

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(3) 防災設備等の整備

市及び印西地区消防組合は、ひとり暮らしや、寝たきり高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム等の普及に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。さらに、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を進める。

(4) 避難施設等の整備・拡充

市は、要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、避難所内の一般避難スペースでの避難生活が困難な者に備えて、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設や障がい者支援施設等と協議し、福祉避難所指定の協定締結を結ぶ等、福祉避難所整備の促進を図るとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

また、市が管理する福祉施設等を福祉避難所として指定する際には、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県）に基づき、要配慮者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難所への手話通訳及び専門的介護を行う専門ボランティア等の派遣ができるよう要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

1) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品

2) 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

また、避難所への手話通訳、専門的介護を行う専門ボランティア等の派遣ができるよう対策を講じる。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を深められるよう努める。

(6) 在宅難病患者等の準備

市は、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

2 福祉施設における防災対策

福祉施設に通所あるいは入所する者の安全を確保するとともに、民間福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう周知する。

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要で非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努めるなど、食事制限者や透析患者等に配慮する。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導等を受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民や自主防災組織などの避難支援等関係者とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、水防法に基づく避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、自衛水防組織の設置に努めなければならない。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入通所者に対し、地震に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な教育と防災訓練を定期的に行う。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、水防法に基づく避難訓練を実施し市長に報告する。

3 外国人への対応

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」と位置づけ、多言語による広報の充実、避難場所等の標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を実施する。

また、通訳派遣等に関し、県やボランティア団体との連携強化に努める。

(1) ニーズ把握、普及啓発等

平常時から、市内に居住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

また、外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、外国人が転入等の手続きを行う際や、ホームページ等の広報媒体を活用して、日ごろから外国人への防災知識の普及啓発、避難所や避難経路の周知徹底を図る。

(2) 外国人に分かりやすい表示の推進

避難所、避難標識等の災害に関する表示板を、外国人に分かりやすく記載、表示する。

(3) 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に居住する外国人の参加を促進するとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

また、日ごろから県、国際交流関係団体、ボランティア等と連携して災害時の情報提供、

相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(4) 訪日外国人旅行者の安全確保

市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月、観光庁）等に基づき、訪日外国人旅行者の安全確保の方策について検討する。

第8節 備蓄・物流計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 食料・飲料水等の備蓄	総務部
2 応急医療体制の整備	健康子ども部、公益社団法人印旛市郡医師会、公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会、一般社団法人印旛郡市薬剤師会、公益社団法人柔道整復会
3 緊急輸送体制の整備	総務部

1 食料・飲料水等の備蓄

(1) 食料・飲料水等の備蓄

市は、災害により住家を失った市民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制や周辺市町村及び災害協定事業者と連携しながら供給支援できるように、次の方針に基づき体制の整備を図る。

1) 市民の備蓄

最低3日、推奨1週間分の飲料水、食料、生活必需品を家庭内で備蓄する。特に、要配慮者や食物アレルギーの家族がいる家庭では、紙おむつ、医薬品、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料品等の備蓄に努める。

また、高層ビル等のようにエレベーター等を使用する施設では、各階での備蓄等も検討する。

2) 事業所の備蓄

従業員等の最低3日、推奨1週間分の飲料水・食料・仮設トイレ等を備蓄し、事業所において自立できる体制整備を図る。

3) 集客施設等

宿泊者、入院者、入所者、来客者等が多数集まる施設は、可能な限り自らの責任において滞在者の救援救護活動を行うよう努める。

4) 市の備蓄

市の備蓄の対象人口は、17,348人（地震発生1日後の最大避難者：「印西市直下の地震」）を基準とし、最低1日分の食料と3日分の生活必需品の備蓄に努める。

① 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・救急セット・マスク・消毒液・簡易ベッド・パーティション・炊出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、子供、男女のニーズの違いに配慮する。

② 備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄または、避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努める。

③ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(2) 食料、物資等の確保体制の整備

1) 民間業者等との協定締結

消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、市が整備保有できる備蓄品については限りがあるため、市は、民間事業者等との物資調達に関する協定締結により、食料・生活必需品等の物資を確保できるようにする。

2) 県との情報共有化

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターをはじめ県内13箇所に分散して備蓄している。

市は、「物資調達・輸送調整等支援システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図るとともに、物資の調達、運用、搬送等に関する体制を整備する。

3) 拠点施設の整備

市は、小・中学校・高等学校または隣接地、指定避難所等に防災備蓄倉庫、災害用井戸等の応急給水設備の整備を進め、防災拠点としての機能充実を図る。

4) 物流体制の整備

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備するものとする。

また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 応急医療体制の整備

(1) 応急医療体制の整備

市は、医師会、医療機関と協力して、多数の傷病者が発生した場合の医療体制について、計画を作成し、設備等の整備を図る。

- 1) 医療救護班の編成、派遣基準、派遣方法等についての計画作成
- 2) 医療救護所の指定確保、設備の整備
- 3) 地域災害医療対策会議の設置等、医療機関等との協力体制の確立

(2) 後方医療体制の整備

市は、災害時における拠点となる医療機関を指定するとともに、救急車、ヘリコプターによる搬送等を利用した搬送体制の確保について関係機関と協議を行う。

(3) 医薬品等の確保体制の整備

市は、災害時に緊急的に必要となる医薬品・医療用資機材、防疫用資器材・薬剤の備蓄を図る。

また、薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を確立し、災害時における円滑な医薬品等の確保を図る。

3 緊急輸送体制の整備

(1) 緊急輸送道路の選定

市は、県の指定する緊急輸送道路を補完し、避難場所、医療機関、主要公共施設を結ぶ道路を選定し、その整備推進を図る。

(2) 交通の確保体制の整備

市は、緊急輸送道路等における障害物の除去等の応急復旧に必要な人材や資機材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなどの協力体制を整備する。

(3) 輸送手段の確保

1) 陸上輸送

市は、災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。

また、市有車両の配備計画を事前に作成し、緊急通行車両の事前届け出手続きを行うとともに、ガソリン等の燃料確保体制を整備する。

2) 航空輸送

市は、災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を把握する。

特に、使用の際に混乱が予想される臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、所要の措置を講じる。

第9節 帰宅困難者等対策

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 帰宅困難者等	総務部、企画財政部
2 一斉帰宅の抑制	総務部、企画財政部
3 帰宅困難者の安全確保計画	総務部、企画財政部、環境経済部
4 帰宅支援対策	総務部、企画財政部、環境経済部
5 関係機関と連携した取組み	総務部、企画財政部、環境経済部

1 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

帰宅困難者の定義は、震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

帰宅困難者には、印西市内に通勤・通学する他の市町村民と他の市町村に通勤・通学する印西市民が考えられるが、「印西市直下の地震」で発生すると予想されている帰宅困難者は、印西市内に通勤・通学する他の市町村民で7,462人、他の市町村に通勤・通学する印西市民で19,110人である。

2 一斉帰宅の抑制

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則、災害時の安否確認手段等について、リーフレットやホームページ等で普及啓発を行う。

また、企業・学校・事業者に対し、従業員、児童・生徒等を安全に待機させるための施設・設備の耐震化、安否確認手段の確保、食料、飲料水、毛布の備蓄等を要請する。

3 帰宅困難者の安全確保計画

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

市は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などを設立し、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市は、企業、学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒等の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 帰宅支援対象道路の周知

市は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路や首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果をふまえ、周辺市や県と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保している。

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、市のホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

(3) 搬送手段の確保

市は、要配慮者等の特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

5 関係機関と連携した取組み

市は、災害時に交通が途絶した場合に、従業員、児童・生徒、来客者等が帰宅困難者となるおそれのある企業、学校、大規模集客施設等、施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。

また、駅等交通機関の管理者や県と連携し帰宅困難者の発生時における支援・対策方法について事前に検討しておく。

県と連携し、帰宅困難者が多く発生することが予想される駅周辺地区に対し、協議会設立を積極的に働きかける。

事業所は、従業員の一斉帰宅の抑制や、従業員との連絡手段の確保等、帰宅困難者対策を検討しておくものとする。

第10節 調査研究計画

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災計画にかかわる情報交換	総務部
2 防災に関する文献・資料の収集・整理	総務部
3 専門的調査・研究の実施	総務部

1 防災計画にかかわる情報交換

市は、国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報について、互いに情報を交換する。

2 防災に関する文献・資料の収集・整理

市は、防災に関する学術刊行物、学会等の刊行物、一般刊行物等について、今後も継続して随時収集・整理に努める。

3 専門的調査・研究の実施

市は、本市の社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。

